

## 令和7年度産地交付金（案）について

### 1 令和6年度実績（令和7年1月22日現在）

- (1) 県域においては、単価を上限単価まで増額したことにより、配分額のほとんどが使用され未使用率は0.5%であった。  
 （令和5年度は単価の増額なし。未使用率は2.9%）
- (2) 地域においては、多くの地域協議会で所要額が配分額を下回ったものの、単価の増額調整を行った結果、未使用率は0.6%であった。（令和5年度の未使用率は2.3%）

（単位：千円、%）

項目	県域	地域	県全体
当初配分	335,600	850,969	1,186,569
追加配分 （地力増進作物助成）	0	192	192
配分額の調整 （※1）	79,588	▲ 111,508	▲ 31,920
過不足調整 （余剰分の調整）	19,376	▲ 19,376	0
合計	434,564	720,277	1,154,841
（比率）	37.6%	62.4%	100.0%
<b>実績</b>	<b>432,249</b>	<b>716,234</b>	<b>1,148,483</b>
<b>残額</b>	<b>2,315</b>	<b>4,043</b>	<b>6,358</b>
<b>未使用率</b>	<b>0.5%</b>	<b>0.6%</b>	<b>0.6%</b>

※1 配分額の調整の内容：

①畑地化、撤去困難な園芸施設のある土地に係る調整（減額）	▲ 6,377
②前年度の産地交付金実績に報じた調整（減額）	▲ 11,855
③作付転換の計画・実績に応じた調整（減額）	▲ 118,656
④水田活用の直接支払交付金予算残に伴う留保解除（増額）	104,968

（単位：千円）

### 2 令和7年度産地交付金取り扱いの基本的考え方

- (1) 産地交付金財源を効率的・効果的に活用するため、県域必要額については、令和7年の制度別・用途別作付け計画に基づき所要額347.9百万円（令和6年度は335.6百万円）を確保する。
- (2) 使途については、令和6年度の内容を継続する。

- (3) 加工用米、新市場開拓用米の契約の維持・拡大を図るため、加工用米、新市場開拓用米の単価を2,000円/10a増額する。

### 3 配分の方法

#### (1) 国から県への配分の状況

##### ア 国から福島県への年度別配分額

令和7年2月4日付けで、東北農政局から令和7年度産地交付金の内報があった。

(単位:千円)

項目	4年度	5年度	6年度	7年度
当初配分	1,198,000	1,198,000	1,186,569	1,180,192
追加配分 (地力増進作物助成)	0	824	192	
配分額の調整 (※2)	0	▲ 5,680	▲ 31,920	
計	1,198,000	1,193,144	1,154,841	1,180,192

※2 配分額の調整の内容: R5の調整は、畑地化に伴う調整(減額)

#### (2) 県から地域への配分の考え方

##### ア 県域と地域の配分方法

(ア) 令和7年度の制度別・用途別作付計画面積等から、県域必要額として347.9百万円を確保し、残額を地域へ配分する。

(イ) 10月下旬に国から追加配分があった場合は、全額を地域へ配分することを基本とする。

##### イ 地域への配分の考え方

###### (ア) 当初配分

a 国からの配分のうち地域配分額を2月に内報、4月に配分通知する。配分額は、令和6年度当初配分額を基本として令和6年度活用実績や畑地化等の状況により調整する。

b 具体的には、令和6年度当初配分額の84%相当額(※3)とし、残りは活用実績に応じた按分額とする。

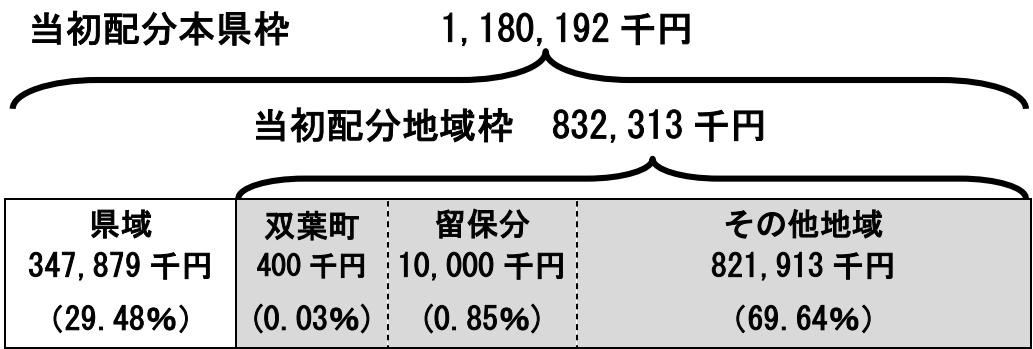
※3 地域全体の令和6年度実績が令和6年度当初配分額の84%程度のため

(イ) 追加配分

- a 10月頃、国からの追加配分があった場合は全額地域へ配分する。
- b 地域への配分にあたっては当初配分比率及び戦略作物等の作付面積を考慮した追加配分を行う。

(ウ) 被災地域の取扱い

- a 対象とする被災地域については、令和5年度末における営農再開率が5割に満たない富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村とする。
- b 令和6年度の活用実績が少額であった双葉町に対して、40万円を当初配分し、実績に応じて追加配分する。
- c また、令和6年度と同様に10百万円を被災地分として留保し、被災地域の実績に応じて優先的に配分、残余が生じた場合はその他地域へ配分する。



**4 令和7年度産地交付金の設定概要一覧（素案）**

取組内容		令和7年度 当初単価(案) (円以内/10a)	【参考】R6 当初単価 (円以内/10a)	対象面積 (ha・想定)	備 考
県 設 定	飼料用米多収品種推進 助成	4,000	4,000	5,250	多収品種のみ該当 低コスト生産に資する取組を要件
	加工用米複数年契約	16,000	14,000	336	低コスト生産に資する取組を要件
	新市場開拓用米取組拡 大助成	16,000	14,000	175	低コスト生産に資する取組を要件
	飼料用トウモロコシ助成	4,000	4,000	195	生産性向上に資する取組を要件
	麦・大豆生産拡大助成	5,000	5,000	967	単収向上に資する取組を要件
国 設 定	そば・なたね助成	20,000	20,000	870	基幹作のみ
	新市場開拓用米助成	20,000	20,000	200	基幹作のみ
	新市場開拓用米助成に 係る複数年契約助成	10,000	10,000	50	基幹作、R7コメ新市場事業採択者のみ。 R7年産から3年以上の新たな契約
	地力増進作物助成	20,000	20,000	5	基幹作のみ 地域協議会で個票作成が必要

(別紙)

## 令和7年度産地交付金の設定内容(素案)

(注) この考え方は、現在の国の令和7年度予算(案)概算決定の内容及び産地交付金の当初配分額の内報を基に整理したものであり、今後、国との協議の過程で変更になる可能性があります。

### 1 県設定助成

#### (1) 飼料用米多収品種推進助成

対象作物：飼料用米(多収品種)  
交付単価：4,000円/10a  
計画面積：5,250ha  
取組要件：多肥栽培、低コスト生産の取組など

#### (2) 加工用米複数年契約助成

対象作物：加工用米(基幹作物)  
交付単価：16,000円/10a  
計画面積：336ha  
取組要件：3年以上の複数年契約、品質向上に資する取組、低コスト生産の取組 など

#### (3) 新市場開拓用米取組拡大助成

対象作物：新市場開拓用米(基幹作物)  
交付単価：16,000円/10a  
計画面積：175ha  
取組要件：収量増加に資する取組、低コスト生産の取組 など

#### (4) 飼料用トウモロコシ助成

対象作物：飼料用トウモロコシ(基幹作物)  
交付単価：4,000円/10a  
計画面積：194.6ha  
取組要件：収量増加に資する取組、低コスト生産の取組 など

### (5) 麦・大豆生産拡大助成

対象作物：麦（基幹作物）、大豆（基幹作物）

交付単価：5,000 円/10a

計画面積：麦 257.6ha、大豆 709.1ha

取組要件：施肥管理、赤かび防除、排水対策、低コスト生産の取組など

注1 財源に余剰が出た場合は、①飼料用米多収品種推進助成、②麦・大豆生産拡大助成、③加工用米複数年契約助成、④新市場開拓用米取組拡大助成の順で上乘せする。

注2 財源が不足する場合は、飼料用米多収品種推進助成の単価を減額する。

## 2 国設定助成

地域の取組に応じて、追加配分の対象となる取組。

### (6) そば・なたね助成

対象作物：そば（基幹作物）、なたね（基幹作物）

交付単価：20,000 円/10a

取組要件：実需者等との出荷販売契約又は自家加工や直売所等での販売など

### (7) 新市場開拓用米助成

対象作物：新市場開拓用米（基幹作物）

交付単価：20,000 円/10a

取組要件：新規需要米取組計画の認定を受けること

※コメ新市場開拓等促進事業の採択者は対象外。

### (8) 新市場開拓用米複数年契約助成

対象作物：新市場開拓用米（基幹作物）

交付単価：10,000 円/10a

取組要件：令和7年度コメ新市場開拓等促進事業の採択者かつ、令和7年産から新たに締結された3年以上の複数年契約など

※令和6年産からの継続分は対象外。

## (9) 地力増進作物助成（地域作成個票）

### 1. 対象作物

地域の水田収益力強化ビジョンに位置付けられた地力増進作物等

### 2. 交付財源

(1) 交付単価 20,000 円/10 a

(2) 交付対象面積

①地域農業再生協議会ごとにみて、地力増進作物作付面積（基幹作）の前々年度からの増加面積。

②ただし、水稻作付面積（加工用米、新市場開拓用米を除く）の前年度からの減少面積が①より小さい場合は、②の面積。

注) このため、②がゼロの場合、交付対象面積はゼロとなる。

(3) 交付財源

20,000 円/10 a × (2) の面積

### 3. 用途

地力増進作物を作付けした生産者への支援、あるいは麦・大豆等の地力増進作物の後作振興への支援について、水田収益力強化ビジョンに位置づけ、そのうえで該当作物の生産振興に活用。

### 4. 要件

水田収益力強化ビジョンのなかに、以下項目を明記すること。

- ・ 地域の水田農業の活用目的
- ・ 支援対象作物
- ・ 施肥管理・ほ場へのすき込み等の生産体系および生産体制（団地化など）の考え方

注) 2年間連続で地力増進作物のみを作付けしていた農地へは助成されない。

以上